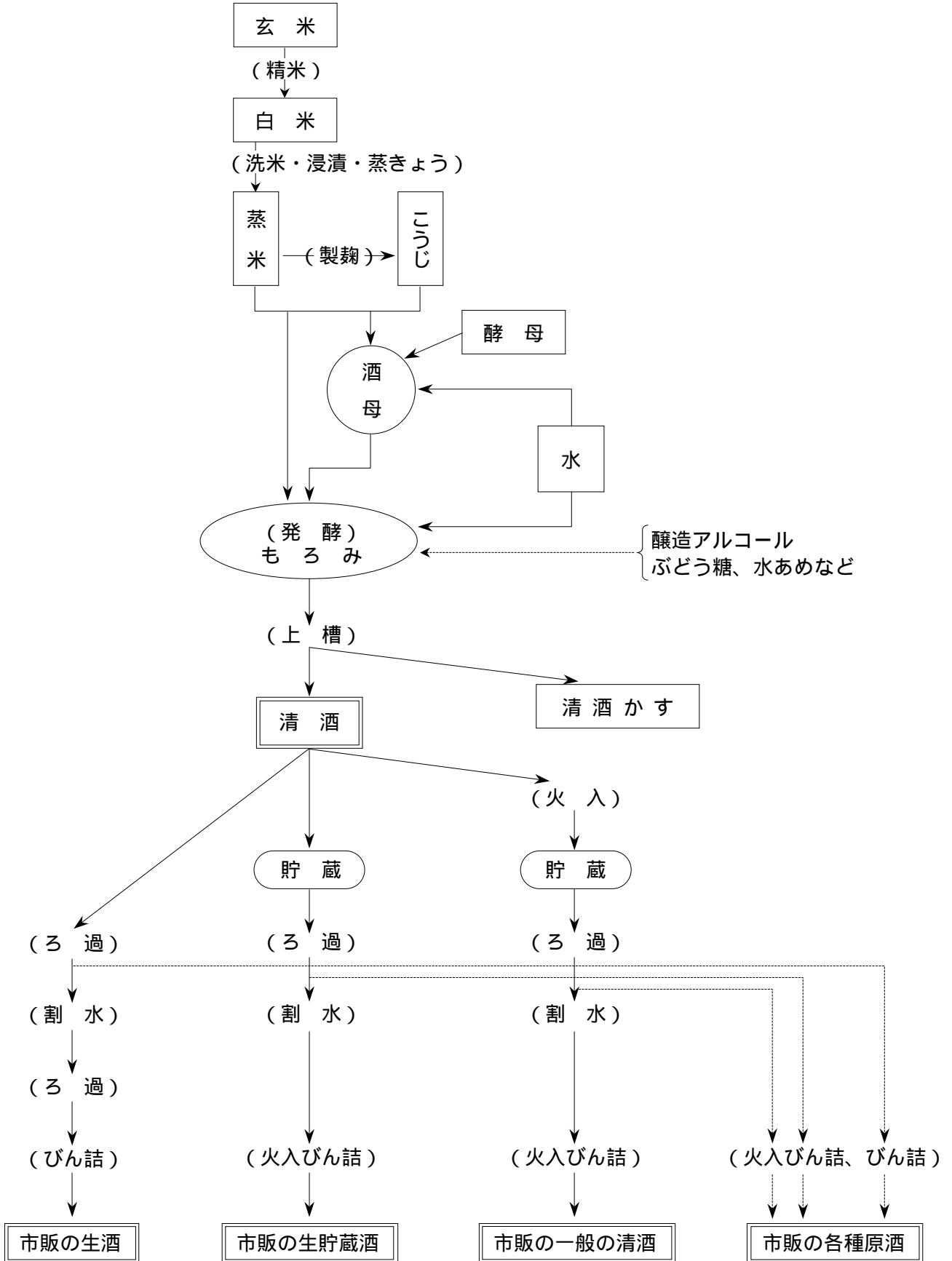


### 3 酒税法における酒類の定義及び分類

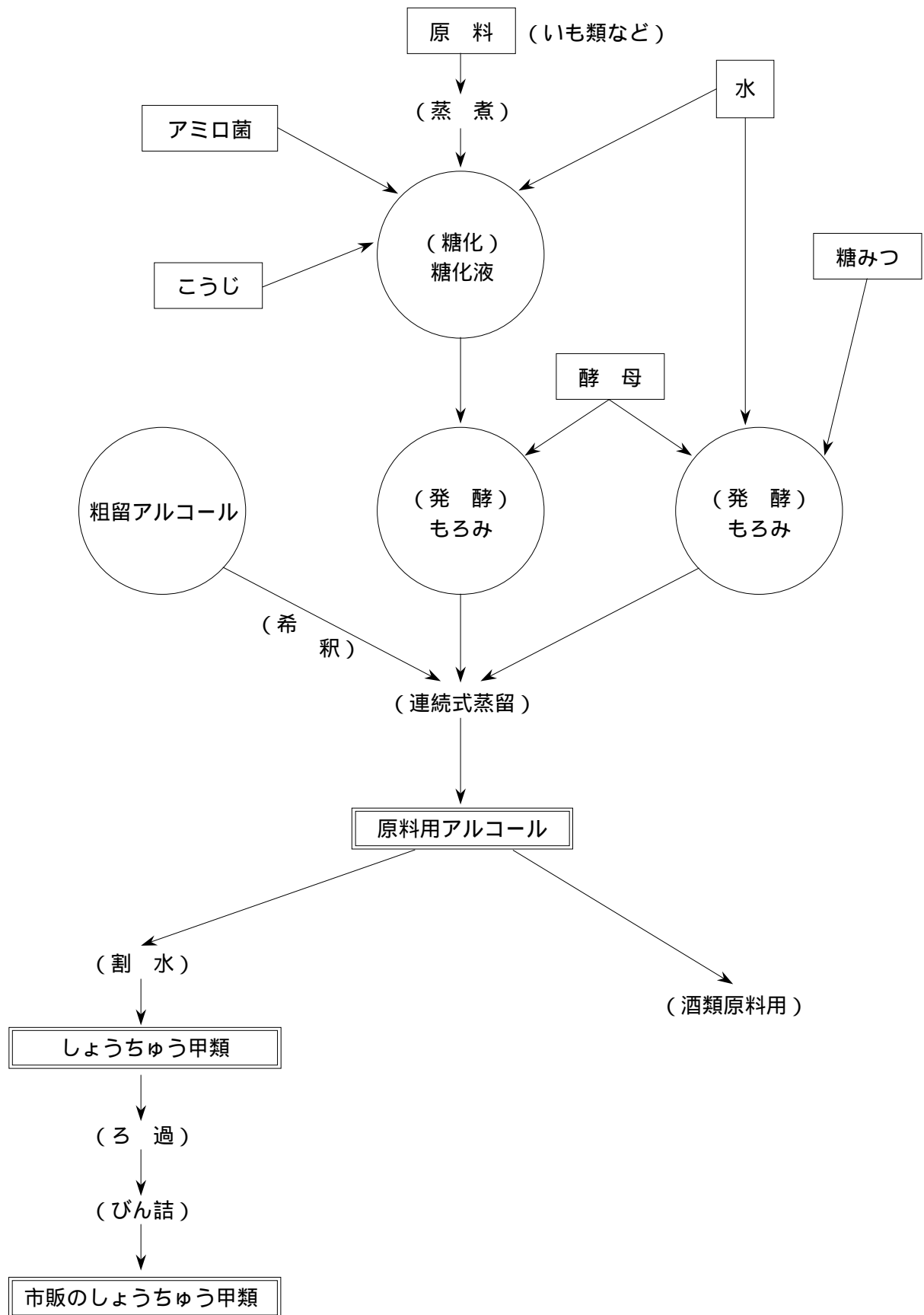
種類	品目	主な製造方法	備考	
酒類 (定義アルコール分1度以上の飲料をいう。(酒税法第2条))	(酒税法第3条) 清酒	*米・米こうじ・水を原料として発酵させてこしたもの *米・米こうじ・水・その他政令で定める物品を原料として発酵させてこしたもの		
	合成清酒	*アルコール・しょうちゅう・ぶどう糖等を原料として製造した酒類で清酒に類似するもの		
	しょうちゅう	しょうちゅう甲類	*アルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留したものでアルコール分36度未満のもの	
		しょうちゅう乙類	*アルコール含有物を上記以外の蒸留機で蒸留したものでアルコール分45度以下のもの	
	みりん	*米・米こうじにしょうちゅう又はアルコール・その他政令で定める物品を加えてこしたもの		
	ビール	*麦芽・ホップ・水を原料として発酵させたもの		
	果実酒類	果実酒	*果実を原料として発酵させたもの	(例) ぶどう酒、りんご酒
		甘味果実酒	*果実酒に糖類・ブランデー等を混和したもの	
	ウイスキー類	ウイスキー	*発芽させた穀類・水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの	
		ブランデー	*果実・水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの	(例) ジン、ウォッカ、ラム
	スピリッツ類	スピリッツ	*清酒からウイスキー類までのいずれにも該当しない酒類でエキス分が2度未満のもの	
		原料用アルコール	*アルコール含有物を蒸留したものでアルコール分が45度を超えるもの	
	リキュール類		*酒類と糖類等を原料とした酒類でエキス分が2度以上のもの	(例) ペパーミント、キュラソー
	雑酒	発泡酒	*麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの	
粉末酒		*溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの		
その他の雑酒		*清酒から粉末酒までのいずれにも該当しない酒類		

# 4 酒類の製造工程図

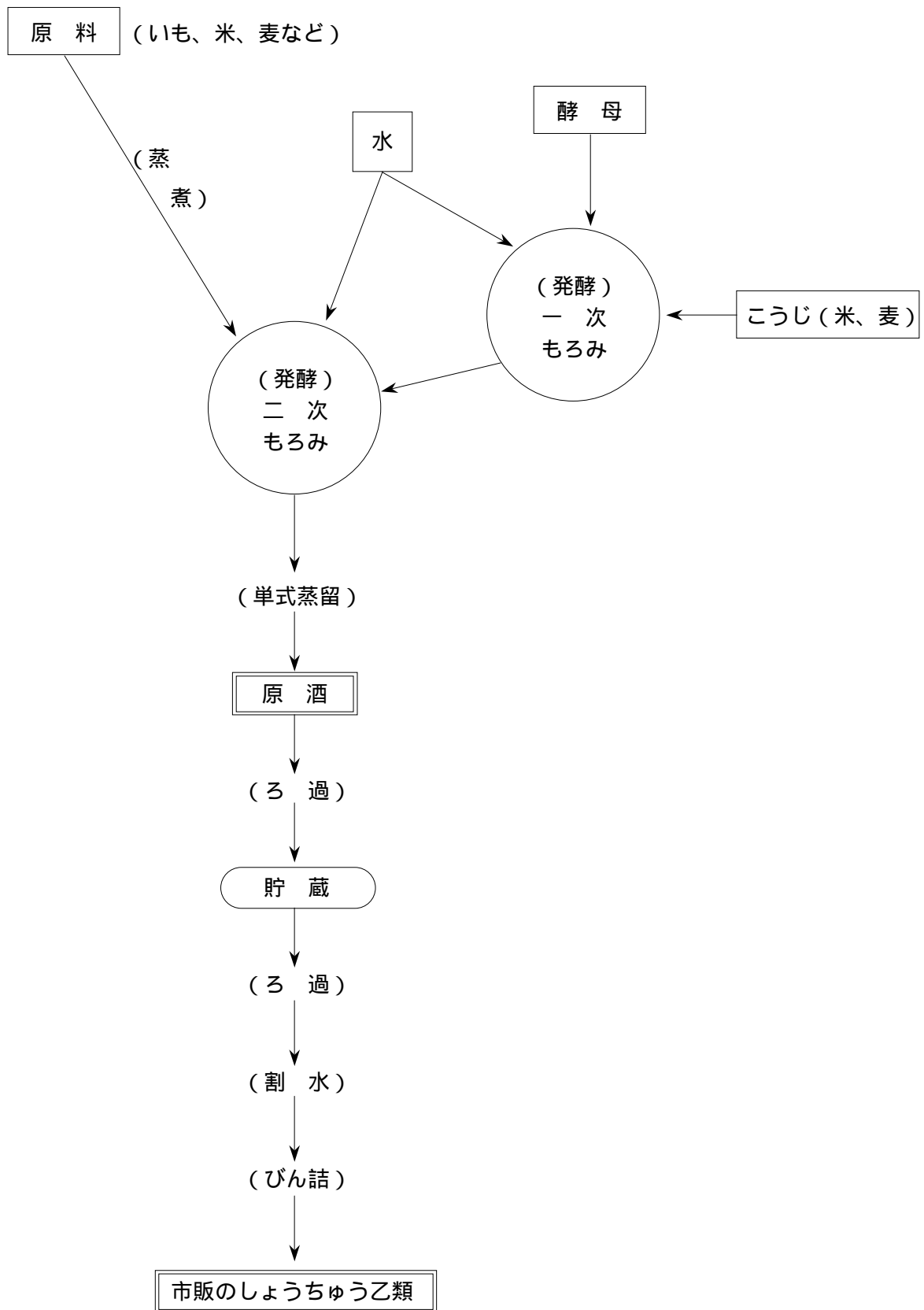
## (1) 清 酒



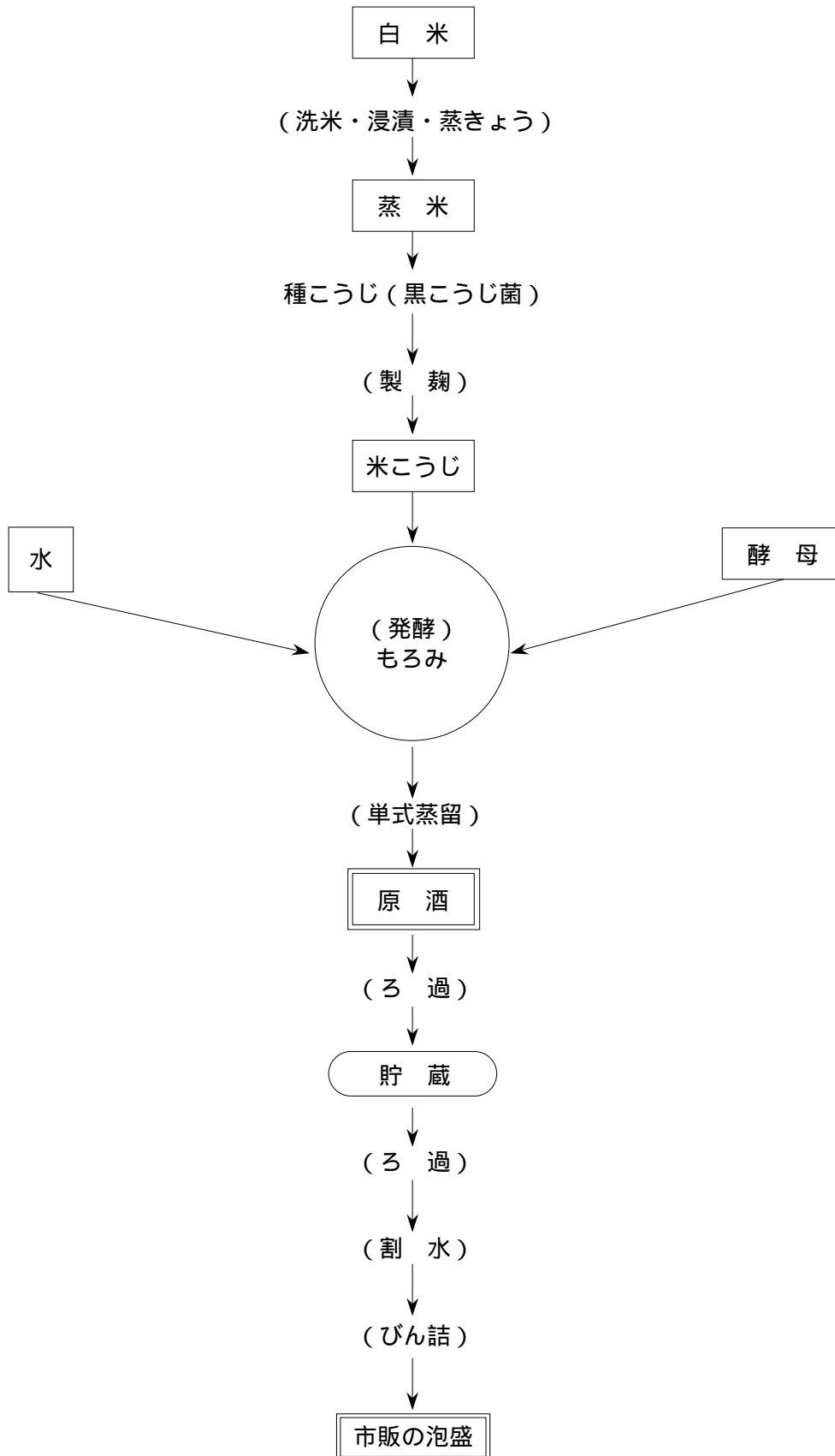
(2) しょうちゅう甲類・原料用アルコール



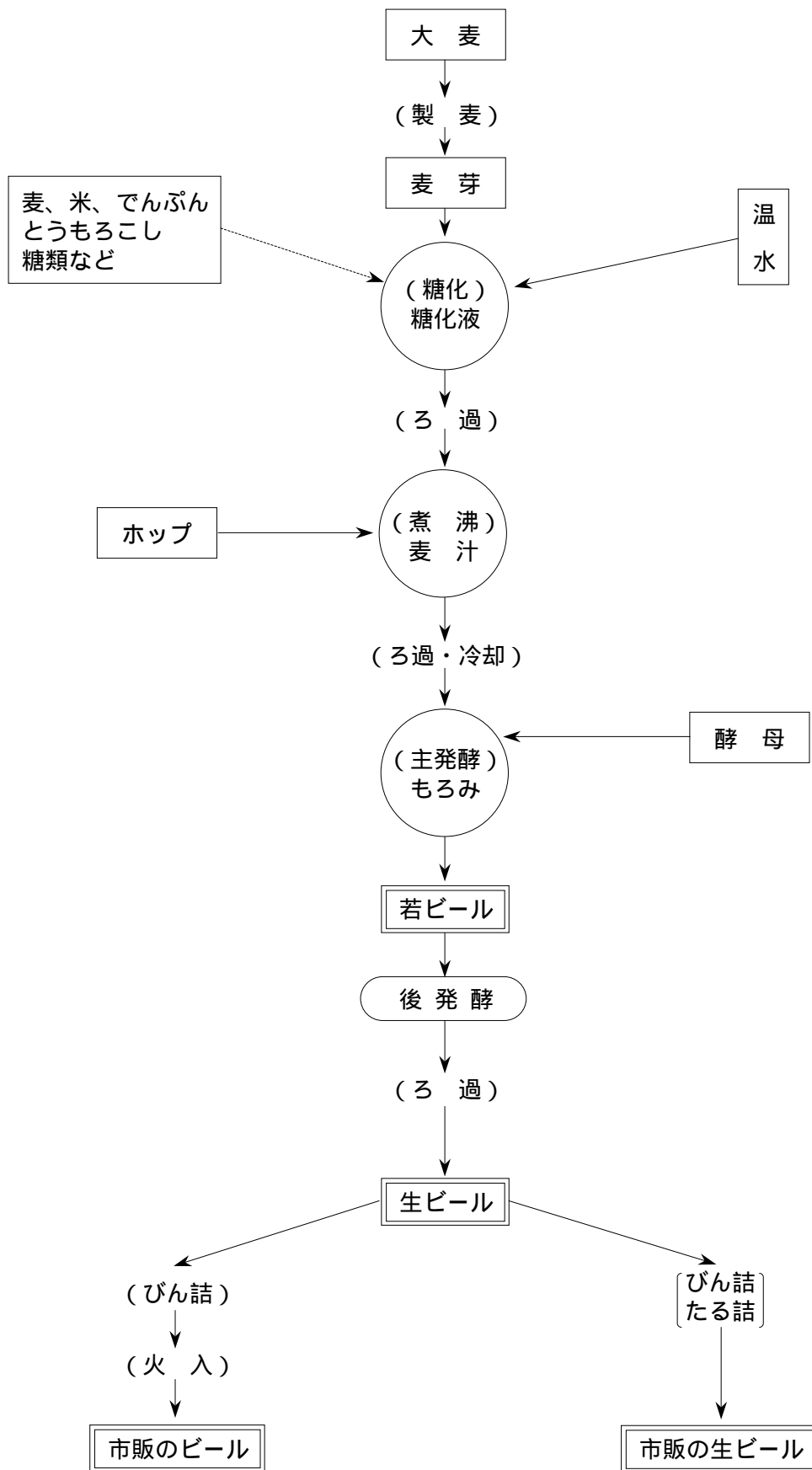
(3) しょうちゅう乙類



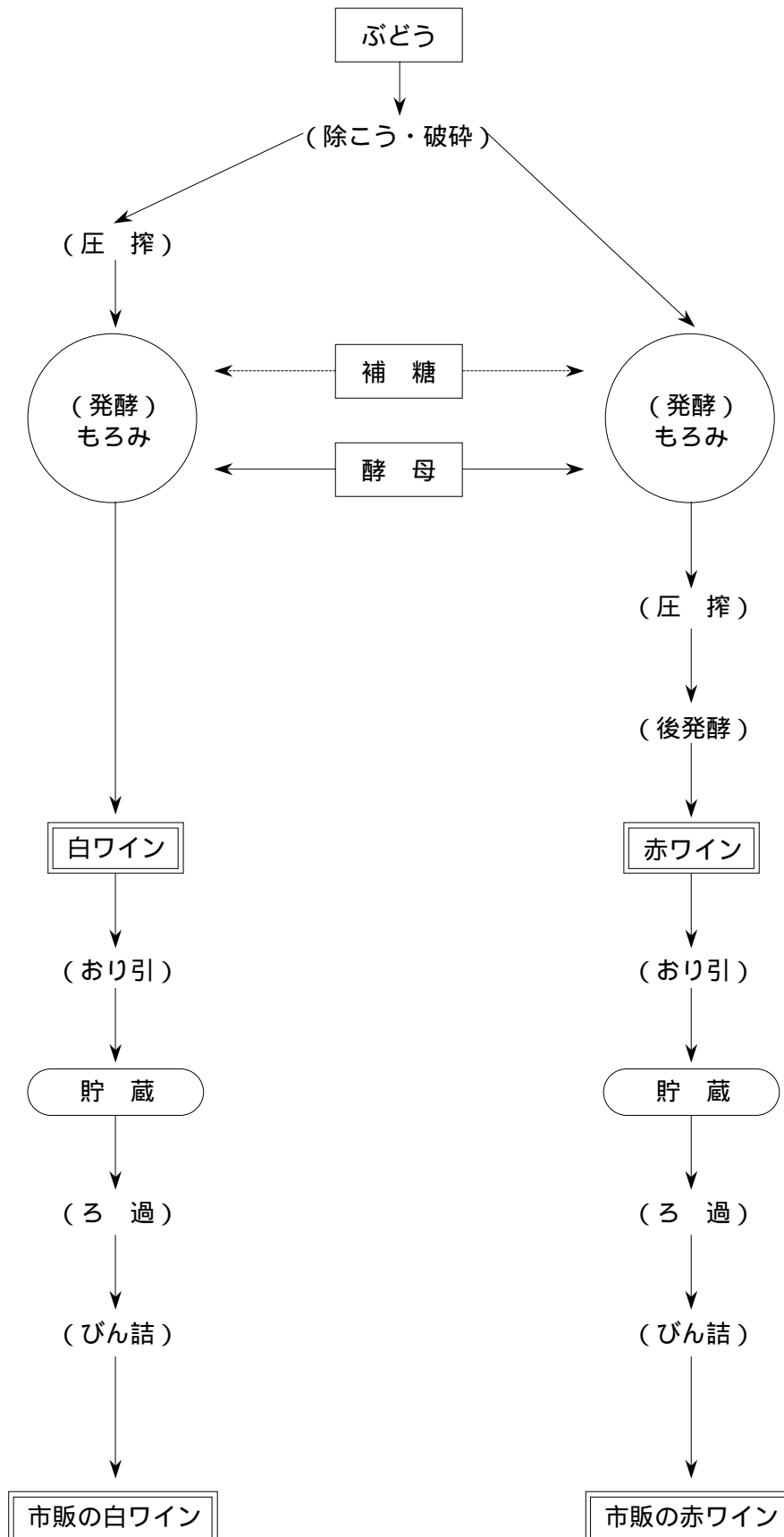
(4) しょうちゅう乙類 (泡盛)



(5) ビール



(6) ワイン



(7) ウイスキー

